

# 大間原子力発電所における安全強化対策等について(概要)

## 1. 津波の評価及び非常用電源の現計画

### (1) 津波の評価

歴史資料に残された津波、想定される津波から津波高さを+4.4mと評価しており、これに対して原子炉等の冷却に必要な設備は、敷地高さ+12mの主建屋（原子炉建屋、タービン建屋等）内に設置します。

### (2) 非常用電源

敷地高さ+12mの原子炉建屋内に非常用ディーゼル発電機を3台設置します。また、非常用設備に電力を供給することができる500kV送電線2回線と66kV送電線1回線があります。

## 2. 安全強化対策

### (1) 津波対策

津波の衝撃を緩和するとともに、発電所の主建屋への浸水を防止し、建屋内の機器を海水から守るため、以下の対策を実施します。

- ・ 主建屋周りへの防潮壁の設置
- ・ 主建屋の外扉等の防水構造化
- ・ 安全上重要な機器を設置する部屋の水密性向上

### (2) 電源確保

緊急時に発電所外部からの電源がなくなり、更に非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合に備え、以下の対策を実施します。

- ・ 津波の影響を受けない高台への非常用発電機の設置
- ・ 電源車等の配備

### (3) 最終的な除熱機能の確保

緊急時に原子炉や使用済燃料貯蔵プールを冷却するための機能を確保するため、以下の対策を実施します。

- ・ 非常用発電機または電源車等からの電源供給
- ・ 代替の注水手段(可搬式動力ポンプ等)の確保
- ・ 代替の水源の確保
- ・ 水タンクの補強
- ・ 海水ポンプ電動機等の予備品の確保

## 3. シビアアクシデントへの対応に関する措置

万一シビアアクシデントが発生した場合でも迅速に対応するため、以下の措置を実施します。

- ・ 中央制御室の作業環境の確保
- ・ 発電所構内の通信手段の確保
- ・ 高線量対応防護服等の資機材の確保、放射線管理の体制整備
- ・ 水素ベント装置、建屋内水素検出器の設置
- ・ がれき撤去用の重機の配備

これら安全強化対策等については、建設中に実施する方針です。

今後とも、必要な対策については常に適切に反映し、安全な発電所づくりにつなげていきます。

以上

## 安全強化対策・シビアアクシデントへの対応措置の概要図

